

平成 30 年 9 月 10 日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 30 年 6 月 5 日付け厚生労働省発生食 0605 第 2 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくエトキサゾールに係る食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

エトキサゾール

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：エトキサゾール [Etoxazole (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤・殺ダニ剤

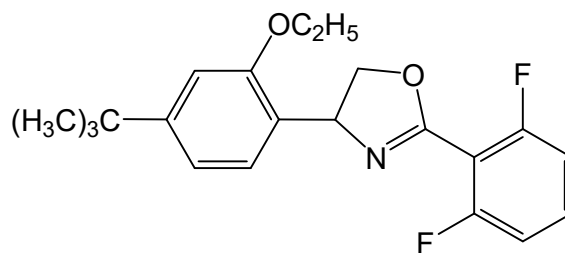
オキサゾリン環を有する殺虫剤・殺ダニ剤である。キチン生合成を阻害する昆虫発育制御物質として作用し、孵化及び脱皮を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。

(3) 化学名及びCAS番号

(*RS*)-4-[4-(*tert*-Butyl)-2-ethoxyphenyl]-2-(2,6-difluorophenyl)-4,5-dihydrooxazole (IUPAC)

Oxazole, 2-(2,6-difluorophenyl)-4-[4-(1,1-dimethylethyl)-2-ethoxyphenyl]-4,5-dihydro- (CAS : No. 153233-91-1)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{21}H_{23}F_2NO_2$
分子量	359.41
水溶解度	7.04×10^{-5} g/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}Pow = 5.52$ (20°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法是以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 農薬としての国内での使用方法

① 10.0%エトキサゾールフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数								
かんきつ (みかんを除く)	ミカンハダニ	2000～3000倍	200～700 L/10 a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内								
	ミカンサビダニ	2000倍		収穫前日まで											
みかん	ミカンハダニ	2000～3000倍		収穫前日まで											
	ミカンサビダニ	2000倍		収穫14日前まで											
りんご	リンゴハダニ	2000～3000倍		収穫7日前まで	2回以内			散布	2回以内						
	ナミハダニ	2000倍													
なし	ハダニ類				収穫14日前まで					1回	散布	1回			
もも	モモサビダニ														
びわ	ミカンハダニ														
ネクタリン すもも マンゴー	ハダニ類			2000倍	収穫14日前まで					1回			散布	1回	
おうとう			収穫前日まで												
いちじく			収穫7日前まで												
ぶどう			ハダニ類		2000倍	100～350 L/10 a	収穫前日まで			2回以内					2回以内
ホップ															
きゅうり								1回							
すいか メロン とうがん		1回				1回									
なす いちご							1回								

① 10.0%エトキサゾールフロアブル (つづき)

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
あずき	ハダニ類	2000 倍	100~300 L/10 a	収穫7日前まで	2回以内	散布	2回以内
みつば		3000 倍		収穫前日まで ただし、伏せ込み栽培は伏せ込み前まで			
しそ		2000 倍		収穫前日まで			
かんしょ				1回			
きく(葉)							
食用ミニバラ		収穫3日前まで					
茶	カザワハダニ	1000~3000 倍	200~400 L/10 a	摘採14日前まで	1回		1回

② 8.0%エトキサゾール・3.6%ピリミジフェンフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
茶	カザワハダニ サビダニ類 チャノホリダニ チャゲコジラミ	2000 倍	200~400 L/10 a	摘採14日前まで	1回	散布	1回

③ 7.5%エトキサゾール・1.8%アバメクチンフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
かんきつ (みかんを除く)	ミカンハダニ ミカンサビダニ チャノホリダニ	2000~ 3000 倍	200~700 L/10 a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内
みかん	チャノキイロアザミウマ ミカンモグリガ			収穫7日前まで			

④ 5.0%エトキサゾール・7.5%フェンプロパトリン水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンダニ カミシ類 チャノキアザミウマ	1000～1500倍	200～700 L/10 a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	2回以内
	ミカンビダニ	1000倍					
りんご	モシクガ	1500倍		収穫14日 前まで			
	リンゴハダニ、 ナミダニ	1000倍					
なし	シクイシ類	1000～1500倍	150～350 L/10 a	収穫前日 まで			
	ハダニ類	1000倍					
すいか	アブラムシ類	1500倍	150～350 L/10 a	収穫前日 まで	1回		
	ハダニ類						
なす	ハダニ類						
茶	カンザワハダニ チャノキアザミウマ チャノココクモンハマキ チャノミドリヒメヨコバイ チャノホソガ	1000倍	200～400 L/10 a	摘採21日 前まで	1回		1回

⑤ 5.0%エトキサゾール・2.0%オレイン酸ナトリウムフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ シロハダニ	1000倍	200~700 L/10 a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	2回以内
りんご なし	ハダニ類			収穫14日 前まで			
きゅうり いちご			150~350 L/10 a	収穫前日 まで	1回		1回
茶	カザワハダニ		200~400 L/10 a	摘採14日 前まで			

(2) 農薬としての海外での使用方法

① 72%エトキサゾール水和剤 (米国)

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
なし りんご	ナミハダニ Pacific spider mite(ハダニの一種)	0.09~0.135 lb ai/acre	収穫14日前 まで	1回	散布
おうとう	リンゴハダニ		収穫7日前 まで	2回	
メロン	ナミハダニ		1回		

ai:active ingredient (有効成分)

② 11%エトキサゾール水和剤 (豪州)

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
綿実	ナミハダニ アシワハダニ	38.5 g ai/ha	収穫21日前 まで	1回	散布

(3) 動物用医薬品としての国内での使用方法

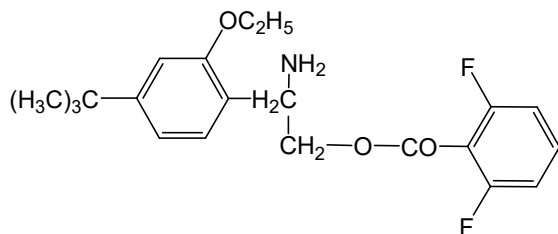
医薬品	製剤	対象動物、使用方法		休薬期間
エトキサゾールを有効成分とする液剤	1%液剤	牛 (搾乳牛を除く。)	体重10 kg当たり本品1 mLを牛(搾乳牛を除く。)の背中線に沿って、頸部から尾根部までの皮膚に滴下投与する。	7日
	2.5%液剤	鶏	本剤を100倍に水で希釈し、ケージ底面積1立方メートルあたり400 mL (エトキサゾールとして92.5~94.5 mg) となるように、ワクモの生息場所(ケージ、卵受け、餌受け、壁、天井など)に噴霧する。	5日

3. 作物残留試験

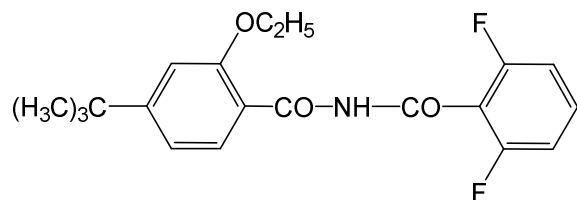
(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・エトキサゾール
- ・2-アミノ-2-(4-*tert*-ブチル-2-エトキシフェニル) エチル 2,6-ジフルオロベンゾエート (以下、代謝物 R7 という)
- ・*N*-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-4-*tert*-ブチル-2-エトキシベンズアミド (以下、代謝物 R3 という)



代謝物 R7



代謝物 R3

② 分析法の概要

i) エトキサゾール

試料に10%酢酸ナトリウム溶液を加え、アセトンで抽出する。*n*-ヘキサンに転溶し、グラファイトカーボンカラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、グラファイトカーボン/NH₂積層カラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

みつばは、試料に10%酢酸ナトリウム溶液を加え、アセトンで抽出する。グラファイトカーボン/PSA積層カラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

ii) エトキサゾール及び代謝物 R3

試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、シリカゲルカラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ (GC-NPD) で定量する。

定量限界：エトキサゾール	0.01～0.05 mg/kg
代謝物 R3	0.01～0.05 mg/kg

iii) 代謝物 R7

試料から塩酸酸性下アセトンで抽出し、加水分解を行った後、多孔性ケイソウ土カラムを用いて精製する。無水トリフルオロ酢酸を加えてTFA化し、C₁₈カラム、フロリジルカラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

定量限界：0.01～0.05 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内で行われた作物残留試験結果については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については別紙1-2及び別紙1-3を参照。

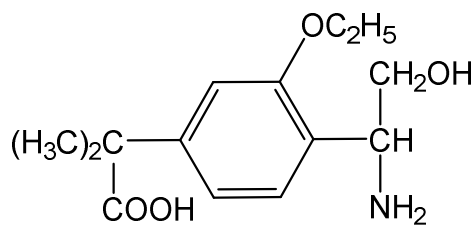
4. 畜産物における推定残留濃度

本剤については、飼料として給与した作物を通じ家畜の筋肉等への移行が想定されることから、飼料の最大給与割合等から算出した飼料中の残留農薬濃度と動物飼養試験の結果を用い、以下のとおり畜産物中の推定残留濃度を算出した。

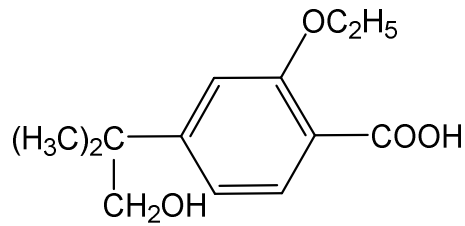
(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・エトキサゾール
- ・2-アミノ-2-(2-エトキシ-4-(1'-ヒドロキシカルボニル-1'-メチルエチル)フェニル)エタノール (以下、代謝物 1 という)
- ・2-エトキシ-4-(1-ヒドロキシメチル-1-メチルエチル)安息香酸 (以下、代謝物 R20 という)



代謝物1



代謝物R20

② 分析法の概要

i) エトキサゾール

試料に無水硫酸ナトリウムを加え、酢酸エチルで抽出し、アセトニトリル/*n*-ヘキサン分配で脱脂する。シリカゲル/PSA 連結カラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲル・PSA 連結カラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

定量限界：エトキサゾール 0.01 mg/kg

ii) 代謝物 1 及び代謝物 R20

試料からメタノール・水混液で抽出し、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：代謝物 1 0.02 mg/kg

代謝物 R20 0.02 mg/kg

(2) 家畜残留試験（動物飼養試験）

① 乳牛における残留試験

乳牛に対して、1、3、10 ppmのエトキサゾールを含むゼラチンカプセルを28日間にわたり経口投与し、最終投与1日後に採取した筋肉及び脂肪のエトキサゾールの濃度を、肝臓のエトキサゾール、代謝物1及び代謝物R20の濃度を、腎臓のエトキサゾール及び代謝物1の濃度をそれぞれGC-NPD又はLC-MS/MSで測定した。乳については、投与開始3、6、9、13、16、20、23及び27日後に採取した乳に含まれるエトキサゾールの濃度をGC-NPDで測定した。エトキサゾールの結果は表1を参照。

代謝物については10 ppm投与群の腎臓において代謝物1が0.069 ppm認められた以外はいずれも定量限界未満であった。

表1. 乳牛の組織中の残留濃度 (mg/kg)

	1 ppm投与群	3 ppm投与群	10 ppm投与群
筋肉	<0.005	<0.005	<0.005
脂肪	0.011	0.026	0.082
肝臓	<0.005	0.006	0.017
腎臓	<0.005	<0.005	<0.005
乳	<0.005	<0.005	0.0061~0.0093

定量限界 : 0.01 mg/kg

検出限界 : 0.005 mg/kg

上記の結果に関連して、豪州では乳牛におけるMTDB^{注)}を0.23 ppmと評価している。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden : MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に農薬が残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大濃度。飼料中濃度として表示される。

② 産卵鶏における代謝試験

産卵鶏における残留試験は実施されていないが、別途代謝試験が実施されている。産卵鶏に対し、異なる2種類の部位を¹⁴Cで標識したエトキサゾールを飼料中濃度として11 ppm又は12 ppm含有するゼラチンカプセルを5日間投与し、筋肉、脂肪、肝臓及び鶏卵中に含まれる総残留放射能 (TRR) の測定とエトキサゾール及び各代謝物の定量を行った。

エトキサゾールは、筋肉中では50.7~82.7%TRR (0.008~0.065 ppm)、脂肪では89.9~92.1%TRR (0.55~0.69 ppm)、肝臓では3.0~3.2%TRR (0.057~0.078 ppm)、卵黄では55.9~62.0%TRR (0.10~0.11 ppm)、卵白では22.5%TRR (0.003 ppm) を占めていた。

上記の結果に関連して、豪州では産卵鶏におけるMTDBを0.043 ppmと評価している。

5. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・エトキサゾール

② 分析法の概要

試料からアセトン/*n*-ヘキサン (1 : 2) 混液で抽出し、アセトニトリル/*n*-ヘキサン分配で脱脂する。フロリジルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) 又は水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ (GC-FID) で定量する。

定量限界 : 0.01~0.05 mg/kg

(2) 家畜残留試験

① 牛における残留試験

牛にエトキサゾールとして1 mg/kg 体重（常用量）及び2 mg/kg 体重（2倍量）を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。最終投与12、24、36及び48時間後の乳及び血漿におけるエトキサゾールの濃度をGC-MSで測定した（表2）。

表2. 牛にエトキサゾールを単回経皮投与後の乳及び血漿中のエトキサゾールの濃度（mg/kg）

最終投与後時間		12	24	36	48
乳	常用量	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	2倍量	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
血漿	常用量	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	2倍量	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

定量限界：0.05 mg/kg

エトキサゾールとして1 mg/kg 体重を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。最終投与7日後の筋肉及び皮下脂肪におけるエトキサゾールをGC-MSで測定した（表3）。

表3. 牛にエトキサゾールを単回経皮投与後の組織中のエトキサゾールの濃度（mg/kg）

最終投与後日数	7
筋肉（投与部位直下）	<0.05
皮下脂肪（投与部位直下）	<0.05

定量限界：0.05 mg/kg

エトキサゾールとして1 mg/kg 体重（常用量）を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。最終投与1、3及び7日後の血漿中におけるエトキサゾールをGC-MSで測定した（表4）。

表4. 牛にエトキサゾールを単回経皮投与後の血漿中のエトキサゾールの濃度（mg/kg）

最終投与後日数	1	3	7
血漿	<0.05	<0.05	<0.05

定量限界：0.05 mg/kg

② 鶏における残留試験

本剤は鶏体に直接適用する用法ではないが、使用実態上鶏が暴露される可能性があることから、鶏体及び鶏卵への暴露量を推定するために、鶏体に直接噴霧する条件下で、残留試験を実施した。

産卵鶏にエトキサゾール2.5%含有する製剤を100倍希釈し、産卵鶏に鶏飼育床面積1 m²当たり400 mLを単回噴霧した。最終投与1、3、5、7、10、15及び20日後の筋肉、

数値は分析値又は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

—は分析を実施せず。

定量限界:0.01 mg/kg

上記の鶏における残留試験結果から、0.01 mg/kg を超えて残留するおそれのある、皮膚、脂肪、肝臓及び卵黄について、皮膚、脂肪及び卵黄については統計学的解析^{注)}により、最終投与 5 日後における最大許容濃度の上限を算出した。肝臓については、残留濃度の平均値に標準偏差の 3 倍を加算した値を算出した (表 7)。

表 7. 残留最大許容濃度の上限 (mg/kg)

	皮膚	脂肪	肝臓	卵黄
鶏 (最大値)	0.11	0.18	0.031	0.14

注)「薬事法関係事務の取扱について」(平成 12 年 3 月 31 日付け 12 動薬 A 第 418 号農林水産省動物用医薬品検査所長通知)に基づき、残留試験結果から、直線回帰分析を用いて残留最大許容濃度の上限を算出。

6. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたエトキサゾールに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量 : 4.01 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) 雄ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数 : 100

ADI : 0.04 mg/kg 体重/day

(2) ARfD 設定の必要なし

エトキサゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響として、ラット及びマウスを用いた急性経口毒性試験において 5,000 mg/kg 体重投与により異常歩行等が認められたが、その他の試験の結果から総合的に判断して、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であると考えられることから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。

7. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価が行われ、2010 年に ADI が設定され、ARFD は設定不要と評価されている。国際基準はりんご、きゅうり及び乳等に設定されている。

JECFA における毒性評価はなされていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてマンゴー、ホップ及び牛の脂肪等に、カナダにおいてぶどう、いちご等に、EU においてりんご、オレンジ等に、豪州においてバナナ、綿実等に、ニュージーランドにおいてアボカドに基準値が設定されている。

8. 基準値案

(1) 残留の規制対象

エトキサゾールとする。

農産物については、作物残留試験の一部の作物において、代謝物R7及び代謝物R3の分析が行われているが、代謝物 R7はエトキサゾールと比較して毒性が十分に低いこと、代謝物R3の残留濃度はエトキサゾールと比較して十分に低いこと及びJMPRにおいて農産物の規制対象をエトキサゾールとしていることから、規制対象はエトキサゾールのみとする。

畜産物については、乳牛において、代謝物1及び代謝物R20の分析が行われているが、代謝物1及び代謝物R20の残留濃度はエトキサゾールと比較して十分に低いことから、畜産物についても規制対象はエトキサゾールのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をエトキサゾール（親化合物のみ）としている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体(1歳以上)	12.8
幼小児(1～6歳)	14.4
妊婦	7.1
高齢者(65歳以上)	18.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算値：基準値案×各食品の平均摂取量

エトキサゾールの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【エトキサゾール/代謝物R7/代謝物R3】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
あずき (乾燥子実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 圃場B:0.06/0.02/0.01
かんしょ (塊根)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 179, 180 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
きく (葉)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:32.6/-/- 圃場B:17.4/-/-
みつば	2	10.0%フロアブル	3000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:3.72/-/- 圃場B:6.77/-/- (2回, 3日)
なす (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:0.11/0.01/*0.01 (*1回, 7日) 圃場B:0.14/*0.02/0.02 (*1回, 7日)
	2	5.0%水和剤	1500倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:0.01/0.01/<0.01 圃場B:0.07/0.02/<0.01
きゅうり (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10	1	1, 3, 7	圃場A:0.07/0.01/0.02 圃場B:*0.10/0.01/0.01 (*1回, 3日)
すいか (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:**0.02/*0.01/<0.01 (*2回, 3日、**2回, 7日) 圃場B:0.01/<0.01/<0.01
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:**0.03/-/*<0.01 (*2回, 1日、**2回, 3日)(#) 圃場B:*<0.01/-/*<0.01 (*2回, 1日)(#)
メロン (果肉)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01
とうがん (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.04/-/- (2回, 3日) 圃場B:0.02/-/-
みかん (果肉)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A : *0.02/**0.02/*<0.01 (*2回, 21日、**2回, 30日) 圃場B : **0.02/*0.02/**0.01 (*2回, 21日、**2回, 30日)
	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500, 600 L/10 a	2	1, 3, 7, 10, 17 1, 3, 7, 14, 21	圃場A : 0.04/-/- 圃場B : 0.17/-/-
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500, 800 L/10 a	2	21, 30, 45 21, 31, 46	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01
みかん (果皮)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A : *2.09/*1.75/**0.06 (*2回, 30日、**2回, 45日) 圃場B : *1.14/*1.15/**0.13 (*2回, 21日、**2回, 30日)
	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500, 600 L/10 a	2	1, 3, 7, 10, 17 1, 3, 7, 14, 21	圃場A : 1.46/-/- 圃場B : 3.79/-/-
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500, 800 L/10 a	2	21, 30, 45 21, 31, 46	圃場A:0.52/0.18/0.03 圃場B:0.38/0.19/0.07
なつみかん (果肉)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:*0.01/*<0.01/*<0.01 (*2回, 21日) 圃場B:**0.02/*<0.01/*<0.01 (*2回, 21日、**2回, 30日)
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:0.01/<0.01/<0.01 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01
なつみかん (果皮)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:*0.33/*0.39/*0.02 (*2回, 21日、**2回, 45日) 圃場B:**0.40/*0.25/*0.02 (*2回, 21日、**2回, 30日)
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:0.62/0.27/0.05 圃場B:0.40/*0.13/0.04 (*2回, 30日)
なつみかん (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	1, 2	7, 14, 21, 28, 42	圃場A:0.10/-/- 圃場B:0.10/-/-
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:0.16/0.08/*0.02 (*2回, 30日) 圃場B:0.11/*0.04/0.01 (*2回, 30日)
ゆず (果実)	1	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:*0.12/**0.02/**0.02 (*2回, 21日、**2回, 45日)
	1	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.10/-/-
	1	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:0.06/0.08/0.03
すだち (果実)	1	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:*0.08/*0.01/*0.01 (*2回, 21日)
	1	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.22/-/-
	1	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	2	21, 30, 45	圃場A:0.05/*0.01/0.04 (*2回, 30日)
りんご (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	14, 21, 30 13, 20, 30	圃場A:0.11/0.05/<0.01 圃場B:*0.04/*0.02/*<0.01 (*2回, 13日)
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 625, 500 L/10 a	2	13, 20, 28 14, 21, 28	圃場A:*0.02/-/*<0.01 (*2回, 13日) 圃場B:0.06/-/<0.01
なし (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A:0.12/*0.03/0.02 (*2回, 21日) 圃場B:0.10/*0.04/*0.06 (*2回, 21日)
	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500, 450 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A:0.07/0.02/0.03 圃場B:0.03/0.02/0.02

エトキサゾールの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【エトキサゾール/代謝物R7/代謝物R3】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
びわ (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 600 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01
もも (果肉)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:<0.01/<0.01/<0.01 圃場B:<0.01/<0.01/<0.01
ネクタリン (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 400, 500 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.18/-/- 圃場B:0.14/-/-
すもも (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 300, 400 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.18/-/- 圃場B:0.03/-/-
おうとう (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 500 L/10 a	1	14, 21, 30 14, 21, 29	圃場A:0.18/*0.17/<0.03 (*2回, 21日) 圃場B:0.10/0.10/0.02
いちご (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:0.08/0.06/<0.01 圃場B:*0.18/*0.11/<0.01 (*1回, 3日)
ぶどう (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 350 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A:*0.03/*0.09/<0.01 (*1回, 14日) 圃場B:0.17/*0.10/*0.01 (*1回, 14日)
マンゴー (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 400 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.10/-/- 圃場B:0.03/-/-
いちじく (果実)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 400, 350 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:0.12/-/<0.01 圃場B:0.12/-/-
茶 (あら茶)	2	10.0%フロアブル	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A:2.61/1.03/0.06 圃場B:5.98/1.24/0.08
	2	5.0%水和剤	500倍散布 400 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:*0.82/*0.42/*0.04 (*2回, 21日) (#) 圃場B:*0.78/*0.42/*0.04 (*2回, 21日) (#)
茶 (浸出液)	2	10.0%フロアブル	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A:0.04/*0.02/<0.02 (*1回, 21日) 圃場B:0.06/0.02/<0.02
	2	5.0%水和剤	500倍散布 400 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:*<0.02/*<0.02/*<0.02 (*2回, 21日) (#) 圃場B:*<0.02/*<0.02/*<0.02 (*2回, 21日) (#)
ホップ (乾花)	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 700 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A:3.94/*0.91/0.14 (*1回, 14日)
					8, 15, 22	圃場B:*6.51/*1.98/*0.24 (*1回, 8日)
しそ	2	10.0%フロアブル	3000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:21.8/-/- 圃場B:12.4/-/-
食用 ミニバラ	2	10.0%フロアブル	2000倍散布 200 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A:0.56/-/- 圃場B:0.42/-/-

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物R7及び代謝物R3の残留濃度は、エトキサゾール濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注4) - : 分析せず。

エトキサゾールの作物残留試験一覧表 (米国)

農作物	試験 圃場数	試験条件			経過日数	残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数		
りんご (果実)	13	80%水和剤	0.135 lb ai/acre 散布	2	<u>14, 20, 27, 34</u>	圃場A:0.058 (#)
					28	圃場B:0.036 (#)
						圃場C:0.028 (#)
						圃場D:0.061 (#)
						圃場E:0.047 (#)
						圃場F:0.049 (#)
					29	圃場G:0.043 (#)
					28	圃場H:0.049 (#)
						圃場I:0.026 (#)
						圃場J:0.037 (#)
<u>14, 21, 28, 35</u>	圃場K:0.034 (#)					
27	圃場L:0.068 (#)					
28	圃場M:0.037 (#)					
なし (果実)	9	80%水和剤	0.135 lb ai/acre 散布	2	<u>14, 21, 28, 35</u>	圃場A:0.054 (#)
					28	圃場B:0.045 (#)
						圃場C:0.016 (#)
					29	圃場D:0.032 (#)
						圃場E:0.055 (#)
					28	圃場F:0.131 (#)
					28	圃場G:0.035 (#)
					<u>14, 21, 28, 35</u>	圃場H:0.139 (#)
28	圃場I:0.037 (#)					
おうとう (果実)	13	72%顆粒水和剤	0.135 lb/acre 散布	2	6	圃場A:0.20
					<u>7</u>	圃場B:0.24
						圃場C:0.24
					圃場D:0.36	
					<u>7, 10, 14</u>	圃場E:0.22
					8	圃場F:0.32
						圃場G:0.56
					<u>7</u>	圃場H:0.17
						圃場I:0.104
					6	圃場J:0.16
8, 10, 13	圃場K:0.096 (2回, 8日)					
<u>7</u>	圃場L:0.10					
8	圃場M:0.14					

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

エトキサゾールの作物残留試験一覧表 (豪州)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
綿実 (種子)	5	11%水和剤	38.5 g ai/ha	<u>1</u>	<u>21, 28, 35</u>	圃場A:0.03 (1回, 35日)
						圃場B:<0.01
						圃場C:0.07 (1回, 28日)
						圃場D:0.10 (1回, 28日)
						圃場E:0.02
	2	11%水和剤	77 g ai/ha	<u>1</u>	21, 28, 35	圃場A:0.03 (1回, 35日) (#)
						圃場B:0.03 (#)

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のきく科野菜	50	50	○			17.4,32.6(\$)
みつば	15		申			3.72,6.77(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.11,0.14
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.02		0.07,0.10
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
すいか	0.1	0.2	○			0.01,0.02
メロン類果実	0.2	0.2	○			
まくわうり	0.2	0.2	○			
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(とうがん)
みかん	0.5	0.5	○			0.04,0.17
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○	0.1		0.11,0.16(\$)
レモン	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.1		0.05,0.22(\$)(すだち)
りんご	0.3	0.5	○	0.07		0.02~0.11(\$)(n=4)
日本なし	0.3	0.5	○	0.07		0.03~0.12(n=4)
西洋なし	0.3	0.5	○	0.07		(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2	○	0.07	0.2 米国	【米国りんご(0.026~0.068(#)(n=13))、なし(0.016~0.139(#)(n=9))】
びわ	0.2	0.2	○			
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.14,0.18
あんず(アプリコットを含む。)	0.1	0.1	○			
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.03,0.18
うめ	0.1	0.1	○			
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○		1 米国	【0.096~0.56(n=13)(米国)】
いちご	0.5	0.5	○			0.08,0.18
ぶどう	0.5	0.5	○	0.5		
マンゴー	0.3	0.3	○			0.03,0.10
その他の果実	0.5	0.5	○			0.12,0.12(いちじく)
綿実	0.2	0.2			0.2 豪州	【<0.01~0.10(#)(n=7)(豪州)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
茶	15	15	○	15		
ホップ	15	15	○	15		3.94,6.51(\$)
その他のスパイス	10	10	○	0.1		1.46,3.79(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30	○	15		12.4,21.8(\$)(しその葉)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		<0.05(n=4)(投与後7日)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		<0.05(n=4)(投与後7日)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.01(n=4)(最終投与5日後) (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2	○ ○			0.18(n=4)(統計学的解析) (最終投与5日後) (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.04 0.04	0.04 0.04	○ ○			0.03(n=4)(最終投与5日後) (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.01(n=4)(最終投与5日後) (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.04 0.04	0.04 0.04	○ ○			(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.2	0.2 0.2	○ ○			0.14(n=4)(統計学的解析) (最終投与5日後) (鶏の卵参照)

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートライセンス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていないことを示す。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

エトキサゾール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小豆類	0.3	0.7	0.2	0.2	1.2
かんしょ	0.05	0.3	0.3	0.6	0.5
その他のきく科野菜	50	75.0	5.0	30.0	130.0
みつば	15	6.0	1.5	1.5	7.5
なす	0.5	6.0	1.1	5.0	8.6
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	6.2	2.9	4.3	7.7
すいか	0.1	0.8	0.6	1.4	1.1
メロン類果実	0.2	0.7	0.5	0.9	0.8
まくわうり	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
その他のうり科野菜	0.2	0.5	0.2	0.1	0.7
みかん	0.5	8.9	8.2	0.3	13.1
なつみかんの果実全体	0.5	0.7	0.4	2.4	1.1
レモン	0.7	0.4	0.1	0.1	0.4
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	4.9	10.2	8.8	2.9
グレープフルーツ	0.7	2.9	1.6	6.2	2.5
ライム	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.7	4.1	1.9	1.8	6.7
りんご	0.3	7.3	9.3	5.6	9.7
日本なし	0.3	1.9	1.0	2.7	2.3
西洋なし	0.3	0.2	0.1	0.0	0.2
マルメロ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
びわ	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1
もも	0.05	0.2	0.2	0.3	0.2
ネクタリン	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
あんず (アブリコットを含む。)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
すもも (ブルーンを含む。)	0.5	0.6	0.4	0.3	0.6
うめ	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	1	0.4	0.7	0.1	0.3
いちご	0.5	2.7	3.9	2.6	3.0
ぶどう	0.5	4.4	4.1	10.1	4.5
マンゴー	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1
その他の果実	0.5	0.6	0.2	0.5	0.9
綿実	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
ぎんなん	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
くるみ	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	15	99.0	15.0	55.5	141.0
ホップ	15	1.5	1.5	1.5	1.5
その他のスパイス	10	1.0	1.0	1.0	2.0
その他のハーブ	30	27.0	9.0	3.0	42.0

エトキサゾール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉及び脂肪	0.05	0.8	0.5	1.0	0.5
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉及び脂肪	0.01	0.4	0.3	0.4	0.3
豚の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の筋肉及び脂肪	0.01				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01				
乳	0.01	2.6	3.3	3.6	2.2
鶏の筋肉及び脂肪	0.2	3.7	2.7	4.0	2.8
鶏の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.04	0.1	0.0	0.1	0.1
家さんの筋肉及び脂肪	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
家さんの肝臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
家さんの腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
家さんの食用部分	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の卵	0.2	8.3	6.6	9.6	7.5
その他の家さんの卵	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
計		281.4	94.9	166.6	406.9
ADI比 (%)		12.8	14.4	7.1	18.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

牛、豚及び鶏の筋肉及び脂肪については、TMDI試算では筋肉及び脂肪の摂取量に、筋肉及び脂肪のうち高い方の基準値(案)を乗じて試算した。

(参考)

これまでの経緯

平成10年	4月24日	初回農薬登録
平成15年	8月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成18年	5月18日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年	3月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年	2月21日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	3月3日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成20年	6月20日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成21年	5月8日	残留農薬基準告示
平成24年	7月30日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんしょ）
平成25年	1月30日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成25年	6月24日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年	11月22日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成25年	11月29日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成26年	10月3日	残留農薬基準告示
平成27年	11月18日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：しそ及びきく（葉））
平成28年	2月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成28年	5月17日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成28年	10月6日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成28年	10月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成29年	4月11日	残留農薬基準告示

平成28年10月11日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：みつば）
平成30年1月24日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成30年3月6日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成30年6月5日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成30年6月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

エトキサゾール

食品名	残留基準値 ppm	
小豆類 ^{注1)}	0.3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
かんしょ	0.05	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及 びレンズを含む。
その他のきく科野菜 ^{注2)}	50	
みつば	15	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
なす	0.5	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコ
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
すいか	0.1	のものをいう。
メロン類果実	0.2	
まくわうり	0.2	注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.2	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
みかん	0.5	果実及びまくわうり以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.5	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.7	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
りんご	0.3	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
日本なし	0.3	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
西洋なし	0.3	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
マルメロ	0.2	のものをいう。
びわ	0.2	
もも	0.05	
ネクタリン	0.5	
あんず(アブリコットを含む。)	0.1	
すもも(プルーンを含む。)	0.5	
うめ	0.1	
おうとう(チェリーを含む。)	1	
いちご	0.5	
ぶどう	0.5	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
マンゴー	0.3	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
その他の果実 ^{注5)}	0.5	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう
綿実	0.2	とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
ぎんなん	0.01	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
くり	0.01	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及
ペカン	0.01	びスパイス以外のものをいう。
アーモンド	0.01	注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎ
くるみ	0.01	んなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01	のものをいう。
茶	15	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
ホップ	15	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
その他のスパイス ^{注7)}	10	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、 ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注8)}	30
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。